

保護者関係者説明会等で出された要綱（案）等に対する意見とその対応と専門委員からの意見

※【メ】：電子メールによる意見・【説】説明会で出された意見

専門委員会設置要綱に関する意見	区の対応
<p>①専門委員会設置要綱第 4 条について 再任の回数を限定するというより連続しての再任は 1 回とし、同じ委員が間隔を置いて再度任用されることはありうるという考えをわかりやすく文章化できないか。【メ】</p> <p>【専門委員からの意見】</p> <p>●同一委員が長期間委員でいることは避けるべきなのは理解できませんが 「間隔をあけて同じ委員が任用されることを妨げるものではない」旨を専門委員会内で確認してください。これは先の委員会でも話に出ましたので専門委員会周知のことと考えます。 今回の要綱にかかわった第一期委員が 5 年 10 年後にまた復帰できれば要綱制定の基本理念が継続されて引き継がれているかどうかの確認になります。</p>	<p>・設置要綱の策定にあたり、「健康対策等検討委員会」では、</p> <p>①委員会の継続性を確保するために、2 分の 1 ずつの委員が改選されるようにすること</p> <p>②同一の委員が長期間委員となることを避けること等が話し合われ、今回の要綱を策定しているものです。</p> <p>・第 4 条では、「委員の任期は、2 年とし、1 回に限り再任されることができる。」となっており、最長連続で 4 年間委員となることのできるものです。 （付則で、最初の委員の任期は 4 年とし、6 人までの委員はその後、2 年間再任されることができるようになっています。）</p> <p>・専門委員会設置要綱は、「健康対策等検討委員会」の判断に基づき策定したことから、現時点では、「健康対策等検討委員会」の判断を尊重したいと考えています。</p>
基本となる考え方に関する意見	区の対応
<p>①第 2 段落について 意見：専門委員会は、・・・、費やすことのない方法・「かつ、疑わしい場合は、被害者が相当な救済を得られる」方法「が被害園児等と加害区とのバランスが取れるものとして、追求して」いただいております。・・・とする。 理由：労力を費やさないことに加えて、疑わしい場合に、被害者が相当の救済を受けられることが、0-6 歳児の園児と、加害区とのバランス上、必要である旨を明記しないと明らかにならない。【メ】</p>	<p>・今回の健康対策実施要綱は、裁判によらないで解決できる方法を考えています。そこで、「疑わしい場合」は、専門委員会に申し出ていただき専門委員会に判定していただき、区は、その判定に基づいて対応を行ってまいります。</p> <p>・また、高校入学時にレントゲン写真の提出をいただいたり、平成 31 年以降には、専門委員会の推奨する健康診断を実施するなどの対策を実施してまいります。</p> <p>・そこで、当然、「疑わしい場合」についても、専門委員会の判定に基づいて対応を行うことになるものです。したがって、原文のままとするのほうが意味が伝わりやすいと考えます。</p>

<p>【専門委員からの意見】</p> <p>● 「被害者が相当な救済を得られる」という一文はぜひとも付け加えていただきたい内容です。今現在は疾患等の被害は出ていないので保護者が懸念するのは40年50年と経過するうちに「救済」の概念が薄れてしまうのではないかとということです。</p>	
<p style="text-align: center;">基本となる考え方に関する意見</p>	<p style="text-align: center;">区への対応</p>
<p>②第3段落について 意見：このような・・・影響が「懸念される」場合、・・・とする。 理由：疑わしきは被害者の利益にの考え方を組み入れる。【メ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原文は「万一、アスベストばく露の健康に対する影響が明らかにならなかった場合」となっており、「影響が明らかにならなければ」対応をしないのではないかと誤解を招く文章ともなっています。因果関係が明確でない時点でも、アスベスト関連疾患が発症した場合は、専門委員会に判定していただくよう手続きを進めます。 ・ そこで、ご指摘の趣旨に沿って、この部分を「万一、さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱第10条に規定する疾患が発症した場合」と変更します。 ・ たとえば、万一「肺がん」が発症した場合も、同要綱第10条に規定する「疾患」ですから、「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」に規定してある内容に従って、区が誠意を持って対応することがより明確になると考えます。 ・ なお、「懸念される場合」についても、専門委員会に判定いただくこととなります。

健康対策実施要綱（案）に関する意見	区の対応
<p>①第10条について 最終報告 155 ページに「遺族補償」という項目が入っている。要綱には入っていない。また、関連費用のイメージが保護者側としては労災程度というのではなじまない。（こちらに落ち度はなかったという意識がある。）損害を負担するというほうがわかりやすい。【メ】</p> <p>【専門委員からの意見】 ●関連費用の考え方がいまだによくわかりません この部分は異論が多くでる部分で、たとえ労災とは違うといっても何を根拠にするのかが不明確です。 金額や査定方法を早急に決めるということではありませんが「損害を負担する」という言葉を加えれば不当に小額の対応ではないことがよりわかりやすくなります。 もし小額しか支払われない場合被害者の満足はいく医療が受けられないのではという心配や若いうちに発症した場合関連費用の金額が低くなるのではと懸念を持っている保護者がいます。中皮腫は年齢にかかわらないと思いますが 他の疾患の若いうちの発症は今回の暴露に起因する可能性がかなり高いと考えるほうが自然で労災とは逆に補償の額（割合）は若いほど大きくなると考えられるのではないのでしょうか 判定基準の策定ともかかわってきますので委員の皆様のご意見を お願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の通り、第10条を「…葬祭費、弔慰金、遺族補償等…」と修正します。 ・関連費用の目安を今回の要綱等に明記はいたしません。
<p>②第10条（2）、第11条について 健康対策等専門委員会の中でも、肺がんのグレーゾーンの基準を現在の任期の残り1年のうちに策定していくという話が出ていた。専門委員会の重要な仕事となるので、文章化してほしい。【メ】</p> <p>【専門委員からの意見】 ●判定基準の策定スケジュールをニュース等でお知らせし迅速に進んでいることをお示してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年12月19日、第13回文京区立さがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会で、肺がん等の判定基準を策定していく旨の確認をいただきました。 ・このことは、議事録の中に明記いたします。 ・議事録などについても、ホームページでも確認いただけるよう、現在作業を進めています。 ・こうしたことから、ご指摘の趣旨はすでに議事録などで担保されていると考えます。

<p>委員会開催の日程を本日の委員会で決めていただきたいと思います 初代委員（半数）の任期はあと一年しかありません。</p>	
<p align="center">健康対策実施要綱（案）に関する意見</p>	<p align="center">区への対応</p>
<p>③第12条について 含有建材については文京区は他の区より真摯に対応しているので、含有建材についても密封とっていいのではないかと。【メ】</p> <p>【専門委員からの意見】 ●国や都に順ずるというのではなく文京区こそ先駆けていただきたい。区有施設の対応は最終報告に基づき高レベルの対応となっておりますが「文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱」と最終報告書の整合性を本日委員会で確認させてください。アスベスト成形板の扱いについての指導状況を具体的にご報告いただきたいと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文京区では、建築物の解体工事に伴う騒音等の紛争予防とアスベストの飛散防止対策の徹底を図るため、「文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱」を策定しました。 この要綱では、すべての建築物について解体工事の届出を義務付けました。この届出の中で飛散性アスベストについて使用状況を把握し、吹付け耐火被覆材等が使用されている場合は、現場実査、分析表の提出の指導を行っております。解体工事によっては、非飛散性アスベスト成形板（アスベスト含有建材）が含まれていることがあります。その場合は、飛散しないように防塵シートの養生、散水、手作業による解体を行うよう指導しております。 今後、国及び都において非飛散性アスベストの扱いについて方針が出るものと推測しております。文京区においてもそれらの方針に従い対応していきます。
<p>④肺がんなどについては、判断基準を作成することとなるようだが、立証責任についてもすべて区にあると要綱に規定できないか。【説】</p> <p>【専門委員からの意見】 ●この部分を多くの保護者に理解いただくために1月27日の説明会議事録にある内山委員長の最後のご挨拶を広く全保護者にお示しください。大変わかりやすくなります 区から裁判を予想しているといわれてしまうとはじめから被害者に満足のいく対応はできないといわれているようで不安になります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・万一、健康対策実施要綱第10条に規定するアスベスト関連疾患が発症した場合は、医学的な専門知識をお持ちの専門委員会に判定をお願いすることになります。また、このとき、関係者の立場に立ち対応していくことを基本的な考え方として明記しました。 ・区は、専門委員会の判定結果にしたがって誠意を持って対応していきます。 ・しかし、万一、こうした専門委員会や区への対応に納得いただけない場合は、裁判になると予想されます。裁判となった場合には、通常の裁判手続きに従って対応することになります。 ・こうしたことから、要綱上、「立証責任はすべて区にある」との規定はできないものと考えます。